

令和6年6月 4日 開会

令和6年6月14日 閉会

令和6年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月4日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）	11
議第30号について（提案説明・質疑・委員会付託）	12
議第31号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第32号について（提案説明・質疑・委員会付託）	15
議第33号について（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第34号について（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第35号について（提案説明・質疑・委員会付託）	23
報第1号について（提案説明・質疑）	24
散会	26
会議録署名議員	27

6月14日（金）

議事日程	29
議長及び出席議員	29
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	29
職務のために出席した者	30
開議	31
会議録署名者決定	31

一般質問	3 1
9番 岩田讓治議員	3 1
3番 西松幸子議員	3 4
10番 山中美恵子議員	3 6
6番 渡邊裕光議員	4 1
5番 坂 悟議員	4 2
2番 渡辺康司議員	4 5
7番 石原英一議員	4 7
1番 栗原宏行議員	4 9
4番 傍嶋邦博議員	5 1
特別委員会報告	5 7
議会改革特別委員会	5 8
常任委員会報告	5 8
総務産建常任委員会	5 8
民生文教常任委員会	5 9
議第30号について（討論・採決）	6 0
議第31号について（討論・採決）	6 0
議第32号について（討論・採決）	6 0
議第33号について（討論・採決）	6 2
議第34号について（討論・採決）	6 2
議第35号について（討論・採決）	6 2
議第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 3
議第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 6
報第2号について（提案説明・質疑）	6 7
閉会	7 1
会議録署名議員	7 2

令和6年6月4日（第1日）

議 事 日 程 (令和6年6月4日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第28号 専決処分の承認について
専第2号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第12号)
専第3号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
専第4号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第31号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第8 議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第35号 町道路線の廃止について
- 日程第11 報第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長	青 山 桂 子	会 計 管 理 者	吉 村 等
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	梅 村 明 広	福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	ま ち づ くり 推 進 課 長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	坂 和 由

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書 記	宇佐見 かおる
書 記	梶 井 公 歴		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和6年第2回安八町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回安八町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡辺康司君、3番 西松幸子さんに指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和6年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り誠にありがとうございます。

6月に入りまして、梅雨の時期も近づいている中、昨日は早朝から緊急地震速報が流れ、もしやと思い大変肝を冷やしたところでございます。能登地震の後発地震だと分かり、また能登地方にも大きな被害は発生していないと聞いて安堵したところでございます。

そんな中、明日は二十四節気の芒種となります。稲の種をまく時期を表していますが、現在では温暖化も進み、また農業技術の向上も見られ、田植の

時期となっており、今年も各所で田植が始まっているところでございます。

今年に入り、物価高騰の影響もあるのかもしれませんが、米の価格が高くなってきたというお話も聞いております。消費する側にとっては大変耳の痛い話ではございますが、米の買取り価格の上昇は米農家にとっては大変うれしい話でございまして、生き残りがかかる話でもございます。消費の安定と農業の魅力拡大に向け、需要拡大策、米の買取り価格の向上など、さらなる国家の介入も期待するところでございます。

また、コロナ感染症が5類に移行され、1年が経過しました。国内を見ますと、訪日客がコロナ前を上回る状況も見られ、一部の産業では回復傾向にあるとも言われております。しかし、エネルギー価格の高騰や資源・人材不足、円安の影響は続いており、地方産業の経営状況はまだまだ苦しいままだというお話もよく伺うところでございます。町内の中小企業も同様な状況であると考えられますので、伴走型支援というものをこれからもしっかりとやっていく所存でございます。

そんな中ですが、4月にはグリコマニューファクチャリングジャパン株式会社様の新工場が竣工し、企業誘致に関しましても、少しずつですが、明るい話題も出てきている中、安定した財源や雇用の場の確保のため、最重要課題である安八スマートインターチェンジ周辺の開発により一層のスピード感を持って進めていき、さらなる企業誘致に尽力していきたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御理解と御指導を賜りますようお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、専決処分の承認をはじめ、令和6年度一般会計・特別会計補正予算など8議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 日程第3、議第28号 専決処分の承認についてを議題とします。

専決処分の承認は3件ございますものですから、3件を1議案として説明させていただきます、その後、質疑を行います。

提案説明を求めます。

専第2号、総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第28号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議第28号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第2号につきまして御説明申し上げます。

専第2号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,214万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億6,103万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月22日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額72億4,889万円にそれぞれ1,214万円を追加し、72億6,103万円とするものでございます。

裏面、6ページ、第2表 繰越明許費補正でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、本庁舎管理経費として、庁舎内各課受付窓口のローカウンターへの改修費として1,000万円の繰越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

下段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額764万円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

裏面の8ページをお願いします。

3の歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額1,000万円。財源内訳、特定財源のその他、繰入金400万円は、森林環境譲与税基金繰入金でございます。

節区分、工事請負費の1,000万円は、庁舎内各課受付窓口のローカウンターへの改修費でございます。ローカウンターの天板に岐阜県産木材を使用するため、森林環境譲与税基金繰入金を特定財源に充てております。

続きまして、目の企画費、補正額11万円。節区分、役務費の手数料は、ふるさと納税ポータルサイトへの手数料でございます。

目の企業版ふるさと納税基金費、補正額50万円。財源内訳、特定財源、その他の寄附金50万円は、企業版ふるさと納税。池田町に本社を有する企業からの寄附金でございます。

節区分、積立金50万円は、企業版ふるさと納税基金へ積み立てるものでございます。

目の森林環境基金費、補正額153万円。財源内訳、特定財源、その他特定財源153万円は、最上段の目、財産管理費の特定財源、森林環境譲与税基金繰入れと調整の上、節区分、積立金153万円を森林環境基金へ積み立てるものでございます。

以上、専決処分による補正予算の報告とさせていただきます。

議長 専第3号、税務課長 堀迫秀紀君。

税務課長 続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

専第3号につきまして御説明申し上げます。

専第3号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、

本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の表紙をはねていただきまして、1ページをお願いいたします。

安八町税条例新旧対照表、右列が改正後となります。

初めに、1ページ上段、第26条の8につきましては、公益信託制度の改正に伴う所得税法の規定の見直し・整備により地方税法第314条の7第1項の規定が改正され、それによりまして、個人住民税の寄附金税額控除に係る条例の規定のうち、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に関する規定を改正いたしました。

次に、同ページ中段、第33条につきましては、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加しました。

次に、2ページ最上段、第42条の3につきましては、私立学校法の改正により従来の同法第64条第4項の規定が第152条第5項に移行したことに伴い、本条例につきましても法律の改正に合わせて改正しました。

次に、同ページ最下段から3ページにかけては、第52条につきましては、固定資産税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加しました。

次に、同ページ中段、第142条の3につきましては、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加しました。

次に、同ページ下段、附則第4条の4につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い削除するものです。

次に、4ページから12ページにかけては、附則第6条の5、第6条の6、第6条の7、第6条の8につきましては、デフレ脱却のための一時的な措置としまして令和6年度所得税及び個人住民税の減税が実施されることになり、これを踏まえて、個人住民税においては、一部を除き令和6年度限りの措置としまして定額減税の仕組みを設け、個人住民税の所得割額から納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から

控除することとされました。

このような措置を受けまして、4ページ中段、附則第6条の5につきましては、令和6年度分個人町民税の特別税額控除に係る規定を新設、同ページ下段、第6条の6につきましては、令和6年度分個人町民税の納税通知書に関する特例を新設、7ページ最上段、第6条の7につきましては、令和6年度分の公的年金等の所得に係る個人町民税に関する特例を新設、12ページ上段、第6条の8につきましては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者につき、令和7年度分の個人町民税の特別税額控除に係る規定を新設するものでございます。

次に、同ページ中段、附則第7条につきましては、地方税法の改正に合わせて改正されるもので、特別税額控除の算定に用いる所得割額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものです。

次に、同ページ最下段から13ページ中段にかけて、附則第9条の2につきましては、今回の税制改正におきまして固定資産税の課税標準の特例措置に係るわがまち特例が創設されることに伴い、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設し、またこれに伴う項ずれを改正するものでございます。

次に、同ページ中段から15ページ中段にかけて、附則第9条の3につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を新設し、またこれに伴う項ずれを改正するものでございます。

次に、同ページ下段から22ページ上段にかけて、附則第10条、第10条の2、第11条、第12条、第12条の3につきましては、令和6年度の評価替えでは、大都市を中心に地価の上昇の結果、負担水準が下落し、据置範囲を下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれております。まずはそうした土地の負担水準を据え置き、範囲内に再び収れんさせることに優先的に取り組むべきであるとされています。そして、このような現状を踏まえ、税負担の公平性の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと町税条例による減額制度

を継続するとされたことから、これまでの負担調整の仕組みが維持されることとなりました法改正を踏まえて、本条例につきましても年度を改正するものでございます。

次に、同ページ中段、附則第14条につきましても、同様の理由で特別土地保有税に係る規定の年度を改正するものでございます。

次に、同ページ下段から25ページにかけて、附則第15条の3第3項第5号、第15条の4第3項第5号、第16条第3項第5号、第17条第5項第5号、第18条第2項第5号、第19条第2項第5号、第19条の2第2項第5号並びに第5項第5号、第19条の3第2項第5号並びに第5項第5号につきましては、個人町民税の特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等のそれぞれに係る個人町民税の所得割の額を含めた読替規定を追加するものでございます。

議案書の22ページに戻っていただきまして、附則を御覧願います。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、第42条の3の改正規定につきましては、令和7年4月1日が、第26条の8第1項の改正規定、附則第4条の4を削る改正規定及び次条の規定につきましては、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日がそれぞれの施行日になります。

第2条、第3条につきましては、本改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 専第4号、総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

専第4号につきまして御説明申し上げます。

専第4号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億128万8,000円と

する。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月12日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額62億円にそれぞれ128万8,000円を追加し、62億128万8,000円とするものでございます。

裏面の28ページをお願いします。

2の歳入につきましては、特定財源でございますので、歳出で御説明申し上げます。

続きまして、中段の3. 歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、情報管理費、補正額19万8,000円。節区分、委託料は、総合行政システムの改修費でございます。

最下段の項、徴税費、目、賦課徴収費、補正額109万円。節区分、需用費5万円は、賦課徴収に必要な用紙等の消耗品でございます。また、節区分、委託料104万円は、住民税システムの改修費でございます。いずれも特定財源には国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充てております。

本年6月から開始されております個人住民税の定額減税に伴い、システム改修費の補正が必要となりましたので、専決処分による補正予算の報告とさせていただきます。

以上3件の専決処分につきまして、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり承認しました。

議長 日程第4、議第29号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 議案書は29ページをお願いいたします。

議第29号について御説明申し上げます。

議第29号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、各小中学校校舎照明LED化工事（繰越）（安八町分）。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、5,924万588円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町1丁目1番地、株式会社弘光舎、代表取締役 瀬古恭裕。

本工事は、国の進める学校における省エネルギー推進に即して、小・中学校校舎の照明をLEDに交換することにより、児童・生徒の学習環境の向上及び脱炭素の促進を図ることを目的とするものでございます。全小・中学校の校舎の照明灯につきまして、このたびLEDに交換するものでございます。

工期としては、10月末を予定しております。

本工事につきましては、前年度からの繰越事業で、東安中学校を含む5つの小・中学校を一括で入札したものでございます。3の契約金額が円単位までの記載となっておりますのは、安八町の4つの小・中学校と組合立の東安中学校分を案分しておりますので、円単位の表示となっております。

以上で説明を終わります。工事請負契約の締結について、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第30号につきまして御説明申し上げます。

議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安

八町条例第21号)の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の41ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表でございます。左の列が改正前、右列が改正後となります。

第2条では、第5号、特定個人番号利用事務と第6号、利用特定個人情報の2号を加え、第4条第1項及び第3項では、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同じく第4条第3項では、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、また「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるもので、マイナンバーの利用範囲の拡大、及びマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書へお戻りいただき、33ページの最下部をお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いをいたします。

議長 本件について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第30号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第31号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について

てを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書35ページをお願いいたします。

議第31号につきまして御説明させていただきます。

議第31号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について。

安八町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町下水道条例の一部を改正する条例。

安八町下水道条例（平成8年安八町条例第6号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊、議案資料にて御説明いたしますので、議案資料の43ページをお願いいたします。

安八町下水道条例新旧対照表でございます。右列が改正後で左列が改正前でございます。

下水道条例第10条、特定事業場からの下水の排除の制限において、特定事業場から下水道に排除する水質基準を定めております。今回の改正において、第10条中の基準値及び基準について改正するものでございます。

最初に、第10条第1項第5号における六価クロムの基準値を0.5ミリグラム以下を0.2ミリグラム以下に改めさせていただきます。

第10条第1項第34号として、ダイオキシン類、1リットルにつき10ピコグラム以下を追加し、第36号として、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、1リットルにつき380ミリグラム未満を追加させていただきます。

追加に伴い、第34号以下の各号を繰り下げさせていただきます。

第10条第1項第41号中の第21号を第38号に改め、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同号を第43号とさせていただきます。

議案書にお戻りをいただきまして、37ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第43号の改正規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 本件について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第31号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第32号につきまして御説明申し上げます。

議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年12月2日から、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）を次のように変更するものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）

の施行に伴い、本規約の一部を改正するものであります。

なお、今回の規約変更につきましては、関係いたします岐阜県内42市町村の地方公共団体の協議によりこれを定め、各市町村議会での議決が必要となるものでございます。

1枚はねていただきまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の一番最終ページ、45ページをお願いいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表であります。右列が改正後となります。

今回の改正は、規約第4条のただし書で規定します別表第1において、関係市町村において行います後期高齢者医療制度に係る受付事務の内容について改正を行うものであります。これは昨年12月27日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が本年12月2日と定められ、12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化となるものでございます。これにより、改正前の別表第1の第2項、第3項にあります現行の被保険者証及び資格証明書が発行されなくなります。

次に、改正後では、健康保険証の廃止によりマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて資格確認書等を交付することになります。

ここで、資格確認書等の等につきましては、具体的に申し上げますと、資格情報のお知らせや特定疾病療養受療証及び限度額適用認定証のことを指すものであります。

議案書の本文、41ページをお願いいたします。

附則となります。

この規約は、令和6年12月2日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第32号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の43ページをお願いいたします。

議第33号につきまして御説明申し上げます。

議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,209万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

45ページが歳入、裏面、46ページから47ページにかけてまして歳出でございます。

いずれも補正前の額62億128万8,000円にそれぞれ6,080万7,000円を追加し、62億6,209万5,000円とするものでございます。

48ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

上段が補正前、下段が補正後でございます。

公共事業等債の限度額を2,230万円増額し、6,540万円とするとともに、学校教育施設等整備事業債1,270万円を新たに発行し、起債の総額を1億1,270万円とするもので、その他の項目に変更はございません。

49ページをお願いします。

2の歳入につきましては、特定財源でございますので、歳出で御説明申し上げます。

裏面の50ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

歳出のうち、50ページから57ページまでの節区分、2の給料、3の職員手当等、4の共済費の人件費関係につきましては、令和6年4月1日付人事異動に伴う科目間の組替えが主な改正内容で、補正額の増減はありませんので、各科目間での説明は省略をさせていただきます。

それでは、最初に総務課分について御説明申し上げます。

50ページの下を表をお願いします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の90万8,000円、節区分、委託料、業務委託の1,034万円は、上位法の改正や国の要請に伴い、個人情報安全管理措置要綱及びマニュアルの策定、またマイナンバー利用法の一部改正に伴う町条例の洗い出しと一部改正、さらに自治体DX推進のためのアナログ規制に伴う町条例の点検と見直し業務が必要になったため、補正をお願いするものでございます。

次の行、目、情報管理費、補正額49万5,000円、節区分、委託料の業務委

託49万5,000円は、今月から始まっております職員等の定額減税に伴う人事給与システムの改修が必要になったため、補正をお願いするものでございます。

1行飛びまして、最下段、目の財政調整基金費、補正額90万1,000円、節区分、積立金90万1,000円は、今回の補正による財源調整のため、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

議長 生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

議案書は51ページをお願いいたします。

下段の款、総務費、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額427万7,000円のうち、生活環境課分といたしまして、戸籍電算化経費に係る補正として117万7,000円でございます。財源内訳として、特定財源、国庫支出金、社会保障税番号制度システム整備費補助金117万7,000円でございます。

節区分、委託料、補正額117万7,000円は、職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能整備に伴うシステムの改修費用でございます。

1枚はねていただきまして、52ページの上段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額2,157万円のうち、生活環境課分といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金に係る補正として、減額の157万3,000円。全て一般財源でございます。

節区分、繰出金、補正額、減額の157万3,000円は、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）におきまして、事業が国庫支出金の対象となりましたので、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 続きまして、まちづくり推進課分でございます。

50ページをお願いいたします。

下段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の81万5,000円。節区分、需用費の修繕費、増額の81万5,000円、むすぶテラス管理運営経費でございます。天井からの雨漏りが数か所から発生しており、屋上防水モルタル等の劣化が見受けられるため、屋上全面に防水シートの補修工事を行う

ために補正をお願いするものでございます。

続きまして、2枚はねていただきまして、55ページの上段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、増額の4,400万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、増額の2,170万円は、社会資本整備総合交付金でございます。地方債、増額の2,000万円は、公共事業等債でございます。

節区分、委託料の業務委託、減額の350万円と節区分、工事請負費の増額4,750万円は、道路維持経費として、社会資本整備総合交付金の内示額に合わせ事業内容の見直しをしましたので、橋梁点検数の減、舗装補修路線の増をさせていただき、事業費の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目、道路新設改良費、補正額はございません。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、増額の1,100万円は、社会資本整備総合交付金でございます。地方債、増額の810万円は、公共事業等債でございます。道路新設改良事業として、通学路の整備に係る社会資本整備総合交付金の交付内示額がありましたので、財源内訳の変更の補正をお願いするものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額はございません。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、減額の160万円は、コンパクトシティ形成支援事業補助金で、立地適正化計画作成事業に対して補助金の交付内示がありましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

続きまして、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の1,300万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金、減額の650万円は、社会資本整備総合交付金でございます。地方債、減額の580万円は、公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費、減額の1,300万円。国庫支出金の社会資本整備総合交付金の交付内示が当初予算を下回りましたので、内示額に合わせて都市計画整備道路改良事業の工事請負費の減額補正をお願いするものでございます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育課分でございます。

引き続き議案書の55ページの最下段をお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の1,708万円。財源内訳の特定財源のうち、地方債1,270万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。特定財源のうち、その他、寄附金3万円は、教育費寄附金でございます。

節区分の工事請負費1,705万円は、小学校施設管理経費として、結小学校校舎屋上の防水工事を行うものでございます。

節区分の備品購入費3万円は、小学校備品購入経費として、先ほどの寄附金を活用して牧小学校の図書を購入するものでございます。

続いて、1枚はねて、56ページをお願いします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の57万2,000円、節区分の需用費、修繕費は、中学校施設管理経費として、登龍中学校の渡り廊下の防水工事を行うものでございます。

以上で、議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくをお願いします。

議 長 本件について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第33号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第9、議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 それでは、議第34号につきまして御説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。

議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,862万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、61ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出です。

歳入歳出ともに合計として補正前の額14億2,800万円、補正額62万8,000円、合計14億2,862万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、裏面、62ページをお願いいたします。

上段の表は、歳入内訳の表でございます。

歳入につきましては、全て特定財源のため、歳出で御説明申し上げます。

下段の表、歳出内訳の表でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額62万8,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万1,000円と、繰入金、その他一般会計繰入金、減額の157万3,000円でございます。

節区分、需用費、補正額3万4,000円は、マイナ保険証移行の周知用のリーフレットの印刷製本費でございます。

節区分、委託料、補正額59万4,000円は、保険証を更新する際の通知に個人番号の下4桁を記載する等のシステムの改修費用でございます。

以上、御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 本件について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第34号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第10、議第35号 町道路線の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書の63ページをお願いいたします。

議第35号につきまして御説明させていただきます。

議第35号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、65ページをお願いいたします。

廃止する路線は、整理番号の1. 路線名、南山田坊野線の中宇南山田1641番1地先から中宇坊野1333番地先の延長616.5メートルほか16路線でございます。安八スマートインターチェンジ周辺の工業団地造成に伴い、造成する区画の整備に併せて路線の廃止をお願いするものでございます。

67ページは廃止路線網図で、今回廃止する路線を青線でお示しをさせていただいております。

以上、議第35号につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 本件について総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第35号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第11、報第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の69ページをお願いいたします。

報第1号につきまして御説明申し上げます。

報第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和6年6月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、71ページをお願いいたします。

令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。単位は1,000円でございます。

令和5年度から6年度へ繰り越した事業は、全てで12事業ございました。

1行目の款、総務費、項、総務管理費、事業名、生活者物価高騰対策支援事業は、あんぱち増し増しクーポン券事業第2弾で、繰越額3,658万円。既収入特定財源は、クーポン券の販売代金でございます。未収入特定財源、国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

2行目の事業名、本庁舎管理経費は、庁舎内の各課受付窓口のローカウンター改修費用で、繰越額1,000万円。未収入特定財源、その他は、森林環境譲与税基金繰入金でございます。

3行目の項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳事務経費、繰越額653万4,000円、続きまして4行目の事業名、戸籍電算化経費、繰越額663万3,000円は、マイナンバーカードのローマ字表記、戸籍の附票等に旧姓や振り仮名を付すためのシステム改修に係る経費で、未収入特定財源、国庫支出金は、それぞれ社会保障税番号制度システム整備費補助金でございます。

5行目の款、民生費、項、社会福祉費、事業名、低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業は、低所得世帯へ1世帯当たり7万円を給付する事業で、繰越額1,044万6,000円、続いて6行目の事業名、住民税均等割のみの課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業で、繰越額3,512万2,000円、続いて7行目の事業名、低所得世帯の子育て世帯で、18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する事業で、繰越額1,101万1,000円。いずれも物価高騰に対応した支援給付金事業で、いずれも未収入特定財源、国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

8行目の款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業は、通学路改良事業で、繰越額1,350万2,000円、9行目の項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、安八スマートインターチェンジ周辺の道水路改良事業で、繰越額7,708万円で、いずれも未収入特定財源、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金、地方債は、主に公共事業等債でございます。

10行目の款項とも消防費、事業名、防災事務経費は、南條地区避難施設整備事業で、繰越額2,895万3,000円。未収入特定財源、国庫支出金は、防災安全交付金、地方債は、公共事業等債でございます。

11行目の款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校施設管理経費、繰越額4,247万7,000円、続きまして最下段の項の中学校費、事業名、中学校施設管理経費、繰越額1,676万4,000円は、校舎内照明のLED化に係る事業費で、未収入特定財源、国庫支出金は、学校施設環境改善交付金、地方債は、学校教育施設等整備事業債でございます。

本庁舎管理経費の庁舎ローカウンター改修事業を除き、いずれも国の補助金や交付金等の交付決定の時期によりまして年度内の完了が困難であったため、令和6年度へ繰越しをしたものでございます。

以上、令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各委員会の審査のため、6月5日から6月13日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、6月5日から6月13日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午前11時15分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月4日

議 長 大 平 文 雄

議 員 渡 辺 康 司

議 員 西 松 幸 子

令和6年6月14日（第2日）

議 事 日 程 (令和6年6月14日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 特別委員会報告
日程第4 常任委員会報告
日程第5 議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議第31号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
日程第8 議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
日程第9 議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議第35号 町道路線の廃止について
日程第11 議第36号 財産の処分について
日程第12 議第37号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
日程第13 報第2号 令和5年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡田立	副町長 岡田武史
教育長 青山桂子	会計管理者 吉村等
総務課長 河合一	税務課長 堀迫秀紀

生活環境課長	梅村明広	福祉課長兼 安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼 ハートピア安八館長	坂和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	宇佐見かおる
書記	川添順子		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより令和6年第2回安八町定例会2日目を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、そちらにありますように、本日は議会改革特別委員会委員長より試験的に議場内の撮影の申出がありましたので、これを許可し、職員が撮影いたします。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、4番 傍嶋邦博君、5番 坂悟君に指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず9番 岩田讓治君。

9番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、住宅の耐震診断の強化推進をと題しまして質問をさせていただきます。

能登半島地震からおよそ半年が過ぎようとしています。しかし、復旧はなかなか進まず、もどかしさを感じております。その後も千葉県で、四国でも地震があり、明日は我が町かと心配をいたしております。

さて、昭和44年に建てられましたこの安八町庁舎の耐震工事も終わり、災害時の司令塔としての役割もできるようになりました。しかし、町内の古い木造住宅——昭和56年5月31日以前に建てられた住宅のことでございます——は耐震化が進んでいるのでしょうか。

能登半島地震では古い木造住宅の下敷きになり亡くなった人も多くおられ

ました。住宅の耐震化は命を守る大切な行政の指導活動だと思います。幸いに岐阜県と当町には、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の無料耐震診断事業と耐震化工事を行ったときの補助金制度がございます。

そこで質問でございます。

最初、無料耐震診断事業と耐震化工事の補助事業はいつから始まったのでしょうか。また、その内容はどのようなものでしょうか。

2つ目でございます。今まで行った無料耐震化診断件数と耐震化工事の実績はいかほどでしょうか。

そして、3つ目です。昭和56年5月31日以前の木造住宅で耐震化工事をしていない戸数は現在どのくらい町内にありますか。また、その戸数は全体の何%ぐらいでしょうか。

当町の決算を見る限り、無料耐震診断、耐震化工事は1年に数件だと思います。そのPRも町広報紙等でお知らせするだけで町民の皆さんには届いていないように思います。今だからこそ新しいインパクトのあるパンフレットを作って、関係住宅への全戸配付とか、固定資産税納付書等に同封するとか補助金の増額、また耐震化工事より安価な住宅用防災シェルターの導入へも補助金を出すなど、今まで以上に強化し、町民の生命、財産を守るためにより一層のリーダーシップが必要ではないでしょうか。まちづくり推進課長の答弁を求めます。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 岩田讓治議員の御質問、住宅の耐震診断の強化推進をにつきましてお答えをさせていただきます。

議員御質問の無料耐震診断事業は平成14年度からで、岐阜県建築士事務所協会へ委託して行っている事業でございます。岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣して耐震診断を実施するとともに、診断結果を基に耐震補強等についてアドバイスを行うものでございます。

また、耐震化工事につきましては、平成16年度から始めております。住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助するもので、補助限度額は国・県・町合わせまして110万円でございます。

続きまして、無料耐震診断件数と耐震化工事の実績につきましては、昨年度までの実績で無料耐震診断件数67件、耐震化工事10件でございます。

続きまして、昭和56年5月31日以前の木造住宅で耐震化工事をしていない戸数は、令和2年時点でございますが約1,300戸程度、全体の約25%でございます。

最後の御質問は、これらの事業に対しましての町のPR不足ではないかということでございますが、今までのPRの方法といたしましては、広報及び町のホームページでございます。議員の御指摘のとおり今年は能登地震等全国で地震が頻発しており、町民の関心も高くなっております。これまでのPR方法に加え、新たに啓発チラシを作成させていただきます。

今後は県の意向もありますので、地区を絞って、昭和56年度以前の住宅の各家庭へ県職員と共に出向いて耐震診断の説明に回るローラー作戦を実施する予定でございます。また、イベントを活用しての耐震相談など、身近に町民の方がより関心を持っていただけるPRに努めてまいります。

また、PRに加えて住宅改修補助の拡充につきましては、今後検討をさせていただきます。また、安価な住宅用防災シェルターにつきましては、住民のニーズ調査等を実施してから検討をさせていただきます。

以上、岩田讓治議員への回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

9番 御答弁ありがとうございました。

御答弁によりますと、耐震診断は年に3件ほどじゃなかったかと思えます。施工時は耐震化工事は2年に1回ぐらいということでございます。大変少ないのではないかなというふうに思えます。また、平成16年に始まった耐震化工事の補助金の限度額110万円、現在の物価高騰の中ではいかななものかというふうに思えます。

一方、当町も人口が減少しておりますが、住宅戸数が増えております。核家族化が進んでいるあかしではないかなあというふうに思えます。つまり、古い家には高齢者が住んでいるだけだというふうに想像ができます。多くの高齢者は年金暮らしで、高額な耐震化工事は経済的に難しいのではないかなというふうに思っております。しかし、このような状況の中でこの事業を進めるということは大変難しいと思えます。しかし、待ったなしという事業だということも思えます。専門家の御意見、あるいは他市町の例なども勉強い

ただきまして進めていただきたいというふうに思っております。課長の御所見をお願いいたします。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 岩田譲治議員の再質問につきましての回答をさせていただきます。

まず耐震診断、耐震工事の関係で、件数が少ないのではないかといった関係でございます。能登地震の関係もあると思いますが、4月・5月、今年度の2か月で耐震診断は9件、工事は1件の今既に実績がございます。また、補助の110万円が少ないのでは、また高齢者の皆様方の工事自体は難しいのではないかといったような御質問につきましては、要望活動を通じまして、県や国へ補助の拡充ができないか要望させていただきたいと思っております。

最後の専門家、また他市町を参考にしはとといったところでございますが、他市町また専門家の方々を参考にさせていただき、安八町にフィットしたもので今後は検討していきたいと考えております。

以上で、岩田譲治議員の再質問に対します回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

9番 ありがとうございます。

先ほど言いましたように待ったなしの事業、いつ地震が起こるか分からないということでございます。早急の対応をよろしく願いをいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続きまして、3番 西松幸子さん。

3番 それでは、私のほうから通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず初めに、全ての子に学校給食費の無償化を。

学校給食費の無償化は全国でも岐阜県内でも急速に広まってきています。そんな中、当町でも4月から第3子以降無償化とされました。新しい事業を評価し、保護者の皆さんの経済的負担が軽くなって大変喜ばれていることと感じております。

私は、子育て世帯の皆さんとよく話をしますが、教材費や学費など義務教育だというのに多額の出費が必要で、給食費を納めるのが大変だという声をよく聞きます。今何もかもが物価高騰で値上がりが続いている中、なおさら

です。

学校給食費を無償化し、安心・安全な地元農産物を使った給食を子供たちに食べさせたいとの声が広がっています。子育て支援が充実すると若い世代が増えて活性化します。子育て世帯が暮らしたいと思うようなまちづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、町長にお聞きします。今後第1子、第2子の子供たちへの給食費無償化をどのようにお考えでしょうか。

2点目に、就学援助制度について。

経済的な理由により小・中学校に通学する児童・生徒の就学に必要な費用の負担が困難で、希望する方に学用品などの一部を援助する制度です。現在、小学校、中学校全体で約100名の児童・生徒が制度を利用しています。今年も物価高騰が続いており、暮らしにくい世の中になっています。1年の途中でも、失業をしたり、病気などで暮らし向きが悪くなった場合は就学援助の申請はできるのでしょうか、お尋ねします。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、西松幸子議員の1つ目の質問、全ての子に学校給食費の無償化についてお答えをさせていただきます。

学校給食費につきましては、子育て支援策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減する観点から無償化を実施する市町村は増えてきています。全国的に見ても、小・中学校とも完全無償化を実施している自治体は547自治体、約全体の30%に当たります。また、一部無償化の自治体は175自治体で約10%となっております。ただ、コロナ交付金を財源に充て実施している自治体が10%ほどあり、これらの自治体は来年度以降実施しないという結果も出ているところでございます。

私は、公約に給食費の段階的な無償化を掲げており、令和6年度から第3子以降を従来の半額助成から全額無償化としたところでございます。今後、第1子、第2子への無償化の考え方、方向性につきましては、まず第2子までを段階的に進めてまいりたいと考えています。ただ、第2子を新たに無償化するには2,000万円から2,500万円の新たな財源が必要になるというふうに試算をしております。限られた財源でございますので、課題を整理しながら優先順位を決め、段階を経ながら第2子への給食費無償化については進めて

まいりたいというふうに思っております。

第1子の無償化につきましては、現在、国において給食費の無償化の議論がされていることもありますので、国の動向を見ながら今後検討していくとともに早期に国の施策として運用していただけるよう、併せて国・県へ無償化の要望をしてみたいというふうに考えております。

以上、西松幸子議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 西松幸子議員の2つ目の質問、就学援助制度についてお答えをいたします。

就学援助制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童や生徒の保護者が、その申請により学用品費など必要な援助を受けられるものでございます。この就学援助を受けるには、学校を經由して教育委員会へ申請書を提出することとなっております。議員がお尋ねの年度途中で保護者の就労等諸事情によりまして生活状況が変動した場合でも、随時申請はできます。

なお、この就学援助制度につきましては、広く保護者の方に知っていただくため、すぐメール、また学校のホームページに掲載し、また転入された子供につきましては学校の事務職員から周知をしてみたいと思います。

以上、西松幸子議員の2つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 御答弁ありがとうございました。

町長の答弁から、第1子、第2子とも新しい準備をしていただく答弁をお聞きしまして安心いたしました。子供たちの健やかな成長のためにも、一日も早い無償化の実現をよろしく願いいたします。

就学援助制度ですが、1年の途中でも申請できるということですので、今の社会情勢の中、多くの方に利用していただきたいと思っております。こういった制度を知らない方たちのためにも、あらゆる場面で周知をしていただきたいと思います。よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 10番 山中美恵子さん。

10番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、2つ質問をさせ

ていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、災害関連死の審査会の設置をとということで質問をいたします。

令和6年1月に発生した能登半島地震は皆様も御承知のとおりと思います。地震の直接要因での死者は230人、5か月間に審査された災害関連死は、エコノミークラス症候群により30人が認定されております。令和6年6月時点でも100人以上の遺族が審査の申請を行っております。

災害弔慰金支給法では、市町村は条例の定めるところにより、政令で定める一定規模以上の自然災害で災害により死亡した住民の遺族に対し、弔慰金の支給を行うことができると規定されております。審査会は、災害と死亡の因果関係について、関連死認定基準などにに基づき、医師、弁護士、その他学識経験者により遺族から提出された多くの資料を基に審査をいたします。

そこで、東海・東南海地震は、30年以内に80%以上の確率で発生するとされている中、安八町単独での審査会の設置はいろいろハードルがあると思いますが、県や近隣市町村とも連携を図りながら早期に審査会を設置し、申請窓口となる町職員のマニュアルも作成して、万が一の事態のために準備を進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。総務課長にお尋ねをいたします。

2つ目の質問といたします。

小・中学校における生成AIの活用について。

人工知能（AI）は文章や画像生成などいろいろな分野で利用されており、瞬時に文章を作成したり、業務等の効率化を図ったりすることができるなど、利点とうそや誤った情報を生成してしまうという欠点もあるようです。

小・中学校の教育の場に取り入れていますでしょうか。学習の場でのAIの利用には、以下のような利点と欠点が上げられております。

個々のニーズや進捗に合わせた学習支援、子供たちの興味を引き学習へのモチベーションを高める効果、双方向型対話による問題解決能力の向上などの利点がある一方で、プライバシー等の問題、人との対話やコミュニケーション減少で社会的な経験不足、過度な利用で問題解決能力が低下する欠点もあります。AIに頼り過ぎないように自分で考え行動する力を育てる必要もあると考えますが、AI技術をどのように活用していくことがいいのかについて質問をいたします。教育長さんにお尋ねいたしますのでよろしくお願いいたします。

たします。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 山中議員の1点目の御質問、災害関連死の審査会の設置をについてお答えをいたします。

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する条例により、生計を主としていた方が亡くなられた場合には300万円、その他の方が亡くなられた場合には150万円が支給をされます。現行の町条例、規則には、審査会の設置及び運営に関する規定はございません。

災害関連死とは、災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したと認められたものでございます。

災害関連死による弔慰金の支給には、有識者で構成される審査会の審査が必要となります。審査は、医師や弁護士などの専門家により死亡診断書や死体検案書の調査、家族や周辺住民への聞き取りなどを行い、災害と死亡との間に因果関係が認められれば災害関連死として認定され、支給することができます。議員が懸念されるよう、東海地震・東南海・南海地震の発生が刻々と迫りつつあります。災害関連死の認定も含めた災害弔慰金の支給は被災者である遺族にとって重要な意味を持ち、遺族の福祉と生活の安定につながります。

災害発生直後に審査会を設置することは困難で、まして災害の規模が広範囲かつ被害が甚大であった場合には、審査会を設置するのはさらに困難を極め、審査や弔慰金の支給に遅れが生じます。議員が御提案されるよう災害時において弔慰金を速やかに支給するため、審査会の設置について、今後町条例、規則の改正に盛り込んでいきたいと考えております。

しかしながら、審査会の設置は、県や県下の市町村と共同で設置したほうが認定の格差が是正されるとともに、公平性を確保することができます。さらには職員の事務の効率化や負担軽減にもつながるため、議員御提案のとおり県や近隣市町村とも連携を図りながら、審査会の共同設置や町職員のマニュアル等の整備についても包括的に考え、準備を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、このたびの能登半島地震における被災地支援には職

員15人を派遣し、被災者の方に対する支援活動を身をもって経験してまいりました。その貴重な経験を生かし、有事の際の災害関連死を防ぐために、平常時から災害時における避難所の良好な生活・衛生環境の確保、また福祉支援・相談体制の構築に向け、引き続き訓練を重ねてまいります。

以上、山中議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育長 青山桂子さん。

教育長 山中美恵子議員の2つ目の御質問、小・中学校における生成A Iの活用についての質問にお答えします。

学校現場ではタブレットを使用した学習が進み、授業の中でも有効に活用できる状況となりました。今後子供たちが激動する社会を生き抜くためには生成A Iとの共存は必要と考えますが、現在のところ町内の小・中学校ではA Iは取り入れていません。

昨年7月に、文部科学省からA Iの扱いに対する使用指針が作成されました。今年度はA Iの活用について先進的な取組をするパイロット校を全国で66校指定し、研究が始まったところです。

岐阜県内では、長良中学校と穂積中学校がパイロット校の指定を受け、教員の使い方を主に研究を始めました。

対話的なA IのChatGPTは、基本的には子供の利用は想定しておらず、現在は13歳未満の使用を禁止しています。学校現場で利用することを想定すると中学校2・3年生が使用できます。ですが、日常的、効率的に使用するためには、有料の生成A Iのアプリをインストールすることが必要になります。また、生成A Iのメリットやデメリットを十分理解した上で、リスクに対応できる準備を整えてからでないと活用ができません。そのため段階的な情報教育が必要です。

A Iの技術は今後さらに進歩していくことが考えられますので、段階的にA Iを活用できる教育の地盤を整えることが大切であると考えます。まずは学校現場で教員の業務改善にA Iを使いたいです。教員が文書作成や成績処理などに活用することで、児童・生徒に向き合う時間をつくり出していきたいと考えます。

次に、児童・生徒の情報教育に生成A Iを活用していきたいです。生成A Iの生み出す文書や画像を教材として利用した授業を行う中で、生成A Iの

仕組みや使い方、メリットやデメリット等を計画的、段階的に学び、安心・安全にA I を使える技能を高めていきます。

将来的には生成A I を家庭教師のように、学習が分からない場合にいつでも質問すれば答えが返ってくるという使い方ができれば、学力格差の解消につながると考えます。また、学校教育の中では、生成A I を利用し、個人の理解度に合わせた算数や英会話の個別学習に効果的に活用し、個に合わせた教育を充実させたいと考えます。

学校現場における生成A I の活用についての研究は始まったばかりですが、今後A I はますます進化していくことが想定され、いずれは子供たちが自由な発想で個人の自由に使える時代がやってくると思います。子供たちがA I に支配されたり情報に振り回されたりすることなく、A I を自由自在に操作できるように確かな学力や情報技能を身につけることが重要です。今後、学校現場との連携や先進校の研究から学ぶことを継続し、段階的にA I を活用した教育が推進できるようにしていきたいと思います。

以上、山中美恵子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長 山中美恵子さん。

10番 とても親切な答弁、誠にありがとうございました。

本当に災害が起こるときに、起こってから右往左往しておってはできませんから、事前に何にもないときにそういうことを計画というのか、していくといいと思うから提案をいたしました。よろしくお願いします。

それから、教育長さん、ありがとうございます。

岐阜県で2校が指定されたよということを聞きましたが、まだ先生もどこまで理解できるのか難しいところがありますので、まず先生が勉強すること、そういうことで、その指定された学校にぜひとも出向いて勉強していただきたい、そして生徒に少しでもさわりだけでもいい、小学校の子は禁止ですよと言われたけど、A I はこういうもんですよというぐらいのことはいいと思うから、そこら辺のことを今の子供にやっていると将来に役立つかなあということを思いますのでよろしく願いいたします。答弁はいいです。ありがとうございました。質問を終わります。

議長 引き続きまして、6番 渡邊裕光君。

6 番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私からは、空き地の管理方法についてを質問させていただきます。

全国的に空き家や空き地が問題になっています。安八町の町有地でも一般に空き地と見受けられる土地が11か所、約5,000平方メートルがあります。

空き地を放置していくと、雑草の処理、またごみの不法投棄、動物の繁殖といろんな問題が発生してまいります。近隣の住民の方からもクレームも出ております。町として除草管理はできていないような気がします。そこで質問と提案でございます。

1点目です。雑草が多いところでシルバー人材センターの方にパトロール及び除草作業を依頼してはどうでしょうか。

2点目でございます。貸し農園や駐車場として利用はできないでしょうか。

3点目でございます。売却も視野に入れ、町のホームページやあんぱちナビ、広報紙等でアピールしてはどうでしょうか。

以上3点を総務課長さん、御回答のほうよろしくお願いいたします。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問、空き地の管理方法についてお答えをいたします。

町有地の雑草管理について、対応が追いつかず後手に回っていることもあり、近隣住民の皆様には大変御迷惑をおかけしていることに深くおわびを申し上げます。

従来、町有地に繁茂する雑草の状況は、職員が現場を確認し直接除草作業を行うか、その都度シルバー人材センターへ除草作業を委託してまいりました。作業を委託する場合、現地確認から作業を開始するまでに時間を要したり、シルバー人材センターの除草作業業務の混み具合によっては作業の開始が遅れたりすることがありました。

1点目の御提案につきましては、議員御提案のとおり、現在町とシルバー人材センターとの間において、新たにパトロールを含め、計画的に除草作業が進められるよう協議を進めているところでございます。

2点目の御提案につきましては、貸し農園は町内に2か所設置されており、町民の皆様には有効に御活用をいただいているところでございます。また、駐車場は近隣公共施設の臨時駐車場として利用をしております。しかしながら、空き地となっている町有地を今後貸し農園、駐車場として利用できるかどうか

かについては、ニーズ調査や要綱の整備など関係課と連携を図り、活用できるよう検討を進めていきたいと考えております。

3点目の御提案につきましては、空き地となっている町有地は、町で維持管理を継続していくより土地の効果的な活用と地域の活性化につなげていくため、有効に活用していただける方へ売却を進め、町有地を減らしていきたいと考えております。議員御提案のとおり広く周知に努めながら、売却を進めるための準備を整えていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 大変分かりやすい回答をありがとうございました。

今課長が言われましたように、空いている土地を有効利用するというふうで、早めに進めていっていただきたいというふうに思っておりますし、また雑草の管理に関しましては、たくさん高く伸びてまいりますと、やっぱりごみを捨てられる方、また交差点等で事故が起きたりしますので、あと中学校の通学路の近くも大変草が伸びておるところもあります。安全に通学していただく、また通勤していただく、またそういうことも含めまして早急をお願いしたいというふうに思っております。御回答は結構です。私からはこれで終わります。ありがとうございました。

議長 5番 坂悟君。

5番 ただいま議長より発言の許可が出ましたので、私からは、鳥獣被害防止計画が必要ではということで質問させていただきます。

近年、全国で人間を恐れない動物の出没頻度が格段に上がっています。都市に出没する動物は今やアーバンモンキー、アーバンフォックスなどと異名をつけられるほど常態化しています。

海津市では5月26日に熊の捕獲の情報があり、西濃地域の危険野生動物生息域が拡大していると思われまます。

岐阜県の場合、令和4年度の野生鳥獣による農作物被害額は約2億600万円となっています。けだもの別にはイノシシ被害が最も多く、続いて鹿、猿の順になっています。中濃圏域、岐阜圏域、飛騨圏域、西濃圏域の中山間部に被害が多くなっております。

平成17年に外来生物法で特定外来生物に指定されたアライグマは、環境省の調査で近年約10年で生息域が3倍、頭数で50倍との試算もあり、生息域は拡大しており安八町にも生息しております。

新聞事例ですが、捕獲したアライグマをどう処分するか、自治体がこんな課題に直面しているということで、原則として駆除される特定外来生物だが、環境省が動物愛護の観点から適切とは言えないとする水死といった方法も各地で取られてきた、最近になって処分のやり方を見直した自治体には動物愛護以外の理由もあった。

一例ですが、群馬県西南部の藤岡市では、令和元年度131頭のアライグマを捕獲した、特に夏場に多く月40頭後に上る。住宅の庭が荒らされたり、建物を傷つけられたりするといった被害が出ている。これまで捕獲すると捕獲用のケージごと用水路やため池などに沈めて水死させたり、食物や水を与えず衰弱死させたりしていた。7月下旬以降は二酸化炭素を送り込んで窒息死させるという方法に切り替える。

ここの農林課の担当者によると、水死させる方法は数分で絶命し動物の苦痛が比較的少ない、衰弱死は炎天下に置けば半日程度で死ぬという。方法を変えるのはより苦しめないようにという観点からだ。切替えに先立ち4月からは殺処分を猟友会に委託し、市民へのケージ貸出しも取りやめた。近くの富岡市も、水死だった処分方法を令和元年度からガスによる窒息死に変え、処分自体も猟友会に委託するようにした。農林課によると、職員の心理的負担を軽減するためだという。

当町は幸い、群れから外れた猿の危険情報が年に1回から2回で、アライグマの直接被害は少ないと思われませんが、近い将来は安心できません。

そこで2件質問します。

質問1として、空き家に野生動物がすみついた場合、アライグマ、タヌキ、ハクビシンが該当するんですけど、当町としてどのように対応されますか。

質問2、当町も鳥獣被害防止計画を作成し、繁殖を予防する考えはありますか。

鳥獣被害防止計画と鳥獣被害対策実施隊を設置した場合は、銃刀法の技能講習の免除、狩猟税の軽減措置、市町村が負担する活動経費に対する特別交付税措置などの優遇措置を受けることができると聞いています。まずは増や

さないことが重要だと思います。担当課長の御意見、御回答をお願いしたい
と思います。以上です。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 坂悟議員の御質問、鳥獣被害防止計画が必要ではの質問についてお答え
させていただきます。

安八町の鳥獣対策につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正
化に関する法律に基づき、生物の多様性の確保、生活環境の保全、農林水産
業の被害防止の観点から、箱わなを貸し出し捕獲・処分を行っており、基本
的には農作物の被害に遭われた方が被害状況、捕獲動物の種類、箱わなの設
置場所等を申請するものであります。過去3年の状況を見ますと、合計55件
の貸出し申請がございました。捕獲対象の多くはヌートリアで、ハクビシン、
タヌキ、アライグマなどの申請もございましたが、これらは目撃情報や被害状
況から推察したものであると思われ、実際の生息状況は把握できておりませ
ん。また、捕獲実績としましては、3年間でヌートリア9頭、ハクビシン4
頭、タヌキ2頭で、アライグマに至っては捕獲実績ゼロでございます。

アライグマ等の実態が見えない中ではございますが、1つ目の質問にござ
いしました空き家にすみついた場合の対応としましては、所有者等に対し空き
家等の適正管理に関するお願い文書を送付し、自主的な解決を促している
ところでございます。

また、2点目の鳥獣被害防止計画の策定につきましては、令和5年4月現
在、県内35の市町村が策定しております。策定自治体の多くは、鹿、猿、イ
ノシシなどの被害がある山林を有する自治体であり、防護柵の設置や猟友会
等に委託するなどの対応を計画に盛り込んでおります。

安八町におきましては、大型動物などによる被害は発生しておりませんの
で、現段階で早急に策定することは考えておりません。いずれにいたしまし
ても、茂みの草刈りや空き家の適正管理などによりねぐらをなくすこと、収
穫後の野菜残渣や放棄された果樹などを撤去し、餌をなくすことが鳥獣被害
の未然防止につながります。啓発などを通じて、地域の皆さんと連携した鳥
獣を寄せつけない環境づくりに努めてまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議 長 坂悟君。

5 番 丁寧な御回答ありがとうございます。

岐阜県でアライグマが令和4年度どれくらい捕獲されたかというのは御存じだと思いますけど、アライグマはタヌキとかハクビシンなんかよりすごく警戒心が高い動物で、主に深夜活動をしております。一般的になかなか捕まえるのは非常に困難な状況でして、そういうのも含めて、まず実態調査から始めていただいて、先ほども言われたように増やさない方法を一生懸命我々も協力しながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。特に回答は要りません。以上です。

議 長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分にさせていただきます。よろしく願いいたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議 長 再開いたします。

一般質問を続けさせていただきます。

2 番 渡辺康司君。

2 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは、水道管路の耐震化と復旧計画についてを質問させていただきます。マイクチェックもしていただきましたので、大きな声で質問させていただきたいと思っております。

水道管路の耐震化と復旧計画についてですが、能登半島地震から半年ほどになりますが、新聞では毎日のように現地の記事を目にします。その中でも水道に関しては断水が長く続き、復旧に5か月かかったと聞きました。それまでの間、自衛隊による給水車で生活用水の給水やお風呂も仮設の共同浴場を設営したりしているのを現地でも見てまいりました。水は、飲料水はもとより生活をする上で最も重要で、蛇口をひねればすぐに出る水のありがたさを改めて感じました。

安八町において、布設された水道管にダクタイル鋳鉄管がございます。法定耐用年数は40年となっており、安八町は布設後30年以上経過しており、耐震化は急務と言えます。また、耐震化を進める上で、対象管路の把握と重要設備等、優先順位も考えなければなりません。

安八町としての水道管路の耐震化についての現状と、今後災害時に断水が

起きた場合の復旧計画について、御担当者の方の見解を求めます。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 渡辺康司議員の御質問、水道管路の耐震化と復旧計画についてお答えをさせていただきます。

水道管路の耐震についての現状といたしましては、平成29年度より耐震基準を満たす管を布設しており、耐震基準を満たしている管路といたしましては、約2.5キロメートルでございます。また、令和3年度に策定されました管路更新計画に基づき、耐震性能を有する水道管への更新を順次進めております。今後は、よりスピード感を持っていきたいと考えております。

なお、基幹施設となる水道事務所の更新及び耐震化につきましては、令和2年度に終了をさせていただいております。

次に、今後災害時に断水が起きた場合の復旧計画につきましては、安八町地域防災計画における災害応急対策に基づき対応をさせていただきます。最優先といたしまして、セーフティタワー等給水拠点からの給水や岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、給水車の派遣要請をさせていただきます。また、並行して、避難所などの防災関係機関や医療機関への復旧を実施してまいります。

復旧の対応といたしまして、まず第1に緊急要員の確保、次に被害状況調査及び復旧経路の決定、次に復旧資材業者及び工事業者への協力要請、最後に仮設配管による給水をさせていただき、町内全域全ての世帯への水道の復旧を進めていきます。このような流れで、早期に断水の解消及び水道の復旧を目指してまいります。

以上、渡辺康司議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡辺康司君。

2番 ありがとうございます。

令和3年から管路の入替えを含め進めていただいているということをお聞きし、安心いたしました。

大規模災害におけるインフラの復旧は、復旧までの時間が大変重要かと思えます。いかに早く復旧させるか、これが今後の復旧、他の復旧にも影響が大きいものと考えられます。今後も耐震化を進めていただき、町民の安心の

暮らしへつなげていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。再質問はありません。ありがとうございました。

議長 引き続きまして、7番 石原英一君。

7番 議長から発言のお許しが出ましたので、私からは空き家を利用したお試し住宅を検討しませんかという御提案でございます。

移住検討の段階で様々な判断材料が必要になり、確かめる一つの方法として、お試し住宅、移住先の生活になじめるかどうかを試す住居というものがございます。

先日、知人から山口市と安八町のどちらかで今移住を検討されているというこの問合せがありました。山口市はセールスプロモーションを結構うまくやっているところで、ユーチューブでドラマ仕立てにやっていたりとか、お試し住宅ではアウトドアのスノーピークさんと一緒に造ったりとかやっていたらいいんですが、残念ながら安八町にはございません。

そこで御提案なんですけど、町内の空き家を活用して国交省の空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）補助金を利用して、お試し住宅を1つ造ってはいかがでしょうかという御提案です。

安八町の強みとして、ステンシルアーティスト・ロームカウチさん、小川亮さんに協力していただいて空き家の壁に描いていただいたりとか、もしくはあとは部屋に絵を描いていただき、あと安八町のふるさと納税返礼品である浅野燃糸さんの布団やタオルですとか、清水材木の机の天板台とか、ステラ金属さんのシューズラックなどを使用して、安八町の強みを取り入れたお試し住宅、ショールームにもちょっと似てくるんですが、造ることができます。維持管理に関してはインターネットなどで受け付け、鍵の受渡しは役場、滞在中の相談事、清掃や庭の管理は協議会、NPO、シルバー人材センターなどが一般的です。

私が経験してきた中でいうと、大分県臼杵市は役場が管轄しましたし、熊本県上天草市というところはまちづくり協議会がやっていたりとか、あと茨城県常陸太田市とかはNPOさんがやっていたりとか、本当にもう皆さんそれぞれでございます。

これ1個来年、安八町合併70周年がございます。それに向けたPR事業の

一つとして取り組む、もしくはお試し住宅を期間限定にして、その後は現在も登録ゼロが続く空家バンクに起爆剤というかPRとして紹介するなど、様々な可能性も考えられます。もし移住促進の効果があれば、長野県原村のように空き家のリフォーム補助金を検討してもいいのではないのでしょうか。町長の見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、石原英一議員の質問、空き家を利用したお試し住宅の検討についてお答えをさせていただきます。

令和5年3月に策定しました安八町空家等対策計画では、町内全体で164軒の空き家を把握し、所有者等へ今後の活用、処遇についてのアンケート調査を実施したところでございます。結果は、22%の方が空き家の売却を希望しており、10%の方が賃貸や公共への寄附、地域団体での活用を望んでおられ、18%の方が空き家を解体するという回答をいただきました。この回答からも自ら利用する意向が少ない傾向にあるというふうに取り取れます。また、空き家を貸出しするときの条件について質問をさせていただきましたが、現状のままで貸出しを希望され、補修、修繕等を自己負担して貸し出すという方はありませんでした。

議員提案のお試し住宅についてでございますが、先進地である山口市は、一般企業と共同開発したモバイルハウスの提供という形を取っており、また県では県営住宅の一部を使用するなど、空き家の活用とまでは至っていない状況でございます。

現在、安八町においては、お試し住宅として提供できるような公共施設はないため、空き家のリフォーム等を実施し、滞在体験施設等を造る必要が生じると考えております。

お試し住宅に空き家を活用することで、適切な維持管理、防犯対策等が期待でき、さらには移住・定住につながっていくことも期待されます。ただし、お試し住宅のみの活用となりますと利用率が上がらず、無駄な事業と捉えられる可能性も否めませんので、その他の方法、例えばですが保育留学というものを企画し、その滞在先として活用し、子供たちに自然豊かな園生活を体験してもらうとともに、家族そろって地域交流を楽しむことで安八町の魅力の発信も期待できますので、議員提案の空き家再生等推進事業補助金の活用

を視野に入れ、先進地の事例を検証しながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。

現在は、空家バンク制度への登録がいまだにない状況でございます。町空家対策協議会においても空家バンクへの登録促進を求められておりますので、これまで以上に周知していきバンクへの登録を推進し、空き家の利活用促進が図れるように努めてまいります。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 具体的なわくわくするような答弁ありがとうございます。

今保育園と、すごくいい話も出たんですが、多分お試し住宅はおっしゃるとおり、それだけでは採算を取るのがなかなか厳しくて、ただ、その先にいろいろなものが体験だったりとか、例えばこの間ちらっとお話を伺ったときに、徳島県上勝町がこの間視察にいらっしゃったそうで、あそこはアーティスト・イン・レジデンスをやっているんですが、そういった形の使い方というのも結構今できていて、僕はそれは絵を描く芸術家だけじゃなくて、今フランスとか台湾がよくやっているんですけど、漫画家だったりとか、あとは作家だったりを少し住まわせて、それでその地域の話が作品にさせていただくとか、そういった形でのいろんなお試し住宅でも発展系のものもいろいろ考えられるので今後も期待しております。再質問はありません。ありがとうございました。

議長 引き続きまして、1番 栗原宏行君。

1番 議長から許可をいただきましたので、私のほうから熱中症対策について、2点質問をさせていただきます。

近年温暖化の影響と思われ、夏の気温の上昇が健康や命を脅かすおそれがあります。特に今年4月より、従来の熱中症警戒アラートよりさらに深刻な健康被害の発生に備えるため熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました。熱中症特別警戒アラートが発表された折、地域で活用されております防災無線等を活用して注意喚起はできないでしょうか。また、熱中症対策として地震や風水害等、自然災害等と同様に命を守る行動を行っていただくため必要な施設を設置できないでしょうか。

特に近年急激な円安、また電気料金の高騰があります。家庭によっては、または高齢者の中にはクーラーの使用を我慢される方もいらっしゃると思います。クーリングシェルターとして安八温泉、ハートピア安八、またはむすぶテラス等、町の施設を整備して開放していただくということはどうでしょうか。2点、よろしくお願いします。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 栞原宏行議員の御質問、熱中症対策について回答させていただきます。

まず1点目の熱中症対策として、県より前日に発表されます熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートともいいますが、を受けてからの当町の対応につきましては、栞原議員が言われる防災行政無線やあんぱちナビ、町ホームページを通じて、翌日における熱中症特別警戒情報に係るキーメッセージを発表してまいります。また、熱中症の危険性に対する自主的な熱中症予防行動を徹底するための具体的な情報といたしまして、1. 室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす、2番目といたしまして、小まめな休憩や水分補給、塩分補給をする、3番目といたしまして、涼しい環境以外では原則運動は行わないなど、これらの熱中症対策についても注意喚起をしてまいります。

次に、2点目の熱中症対策といたしまして、改正気候変動適応法第21条の規定に基づきまして、市町村長は熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を事前にクーリングシェルターとして指定しまして、また当該施設の管理者は、熱中症特別警戒情報の発表期間中、当該施設の開放することができる開館日及び開館時間帯に限り、一般に開放することになります。

栞原議員より、当町におけるクーリングシェルターとして、安八温泉、ハートピア安八、むすぶテラス等の御提案があり、これらの公共施設はクーリングシェルターとして指定できる施設であると考えております。

また、今年に入ってからクーリングシェルターとして岐阜県庁舎や西濃総合庁舎をはじめとする県有施設や、県内市町村においても公共施設を徐々に指定する動きもございます。当町におきましても、基準を満たす施設の指定に向けて検討しておりますが、高齢者の方などが避難される場合の移動手段

等、早急に考慮すべき課題等を整理していきたいと思います。

以上、栗原宏行議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 栗原宏行君。

- 1番 先ほど大変御丁寧な御説明がありました。どうもありがとうございました。ぜひ当町も自然災害に強い安心・安全なまちづくりをお願いしたいと思います。再質問はありません。以上です。失礼します。

議長 続きまして、4番 傍嶋邦博君。

- 4番 議長のお許しをいただきましたので、私からはコンプライアンスとハラスメント防止について質問をさせていただきます。

昨今自治体でのハラスメントが多く報道され、近隣の自治体でもハラスメントが原因で町長が辞職したケースが2件発生いたしました。また、美濃加茂市ですか、副議長が不適切な行為とか、そのほかにも川辺町でも議員の飲酒運転等が本当に続いております。また、当町においては安八郡広域連合において、2022年度分の介護保険料還付金の252件の計258万7,700円が未払いで、現金にて金庫に保管されるという事件がありました。

安八郡広域連合の発表を拝見したところ、担当職員が業務多忙を理由に還付処理を先延ばしにしたこと、さらに複数人による進捗管理ができていなかったことが原因で、再発防止策については、全ての事務処理において複数人によるチェックを徹底するとともに、スケジュールの進捗状況等を確認しながら進めるように周知徹底することでした。

そこで、4点お聞きいたします。

1点目は、当町におけるハラスメントの状況と対策についてお聞きいたします。

現在、当町においてハラスメントは行われていないでしょうか、また当町が行っているハラスメント防止策があれば教えてください。

一言でハラスメントといってもパワハラ、セクハラ、アルハラ、マタハラ、パタハラ等多くの分野においてハラスメントが存在します。もし種別ごとに取り組んでみえることがあれば、その取組についてもお願いいたします。

2点目は、内部通報窓口、ヘルプライン・ホットライン制度についてお聞きいたします。

当町は、どのようなヘルプライン・ホットラインを活用し、過去3年、令和3年度から5年度においての利用件数と簡単な内容を教えてください。

3点目は、コンプライアンスについてお聞きいたします。

当町においてのコンプライアンス研修または教育はどのように、どのくらいの頻度で開催されているのか教えてください。また、特別職、町長、副町長、教育長等の研修（教育）についても同様に行われているのでしょうか。

4点目は、今回の広域連合の不祥事に関連した内容でお聞きいたします。

今回の不祥事は皆さんにも程があり、使い込みがなかっただけ幸いで普通では考えられないような事件ですが、当町の管理下において起きている以上、これは広域連合だけに限らず、当町においてほかでも起こり得る事件として捉えなければなりません。ほかの課や施設においても同じような防止策が取り組んでおられるのでしょうか。

以上4点についての御回答をお願いいたします。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 御質問にお答えいたします。

1点目の安八町におけるハラスメントの状況と対策についてでございますが、残念ながらハラスメントの事案のほうがございます。対策といたしましては、全般的になりますが、職員にハラスメントに対する意識を持ってもらうこと、相談・報告窓口の設置、発生抑制につながる環境づくりが必要であると思っております。役場内や県など関係機関での研修により認識の醸成に努め、被害を受けたと感じる職員の相談・報告窓口を役場内では総務課に、外部では国・県などの関係機関にも設置がされております。相談・報告を受けたら調査を行い、必要に応じ是正措置を講じます。

環境づくりに関しましては、職員の意見を聞き入れながら取り組んでおるところでございますが、事務量の不均衡、長時間勤務の慢性化などを解消し、コミュニケーションを取りやすい、働きやすい職場環境の構築も必要であると考えております。

また、最近ではカスハラへの対策も重要度が高くなってきております。令和6年2月には職員全体説明会を開催し、5月には簡易な対策マニュアルを職員に周知をいたしております。6月15日からの予定をしております電話通話の録音もカスハラ対策の一環となるものでございます。

いずれにいたしましても、職員に対しましては抱え込まずに何でも相談するように勧めております。そのことが職員の健全な心身の堅持、能力の発揮、ひいては良好な職場づくりにもつながるものと思っております。

2点目の内部通報窓口、ヘルプライン・ホットラインの関係につきましてでございます。

本町におきましては、窓口を総務課内に設置をいたしております。令和3年度から令和5年度までの間のハラスメント関係の相談件数でございます。セクハラは2件、パワハラは4件、カスハラは1件ございました。

セクハラにつきましては、異性に対する身体の接触、パワハラでは職員間での業務上の意見のやり取りに度が過ぎたと思われるものでございます。カスハラにつきましては、職員に対し執拗に対応を求めるような内容でございました。調査を行いまして、中には関係者に処分を科したのもございます。

3点目のコンプライアンスにつきましてでございます。

研修の状況につきましては、職員全体では令和3年4月になりますが、ハラスメント防止に合わせ、サービス、職員倫理や予算執行などの財務管理も含めた研修会を開催しております。そのほか県など関係機関が実施するコンプライアンスをテーマとした研修にも参加をいたしております。特別職につきましても一般職と同様でございます。頻度につきましては、年1回は開催または参加ができればと思っているところでございます。

コンプライアンスは社会人としての基本的な責務でございます。当町新採用職員研修でも、公務員としての基本的な心得として真っ先に学ぶテーマでもございます。常に認識がおろそかにならぬよう折に触れ遵守するように徹底をしてまいります。

4点目、広域連合の不祥事の関連についてでございます。

町のほうでは、平成30年度から法令等の遵守、事務に潜むリスクの洗い出し、それへの対応策を取りまとめる内部統制、いわゆるあんぱち業務見える化プランのほうに取り組み、実践をしてきております。今後とも不適切な事務処理が発生しないように留意をしてまいります。

以上で御回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4 番 御答弁ありがとうございました。

順に振り返りながら再質問をちょっとさせていただこうかなあとと思います。

まずハラスメントについてなんですけど、とても残念な回答が返ってきたところですが、先ほどお話にもありましたけど、ハラスメントというのは、する側よりもされる側の気持ちに重点を置かなければなりません。また、ハラスメントを受けている方が必ず守られる形であるべきです。

再質問の1点目ですけど、ここ最近において、そのハラスメントについてのアンケート等を、全職員からのアンケート等を取得しての回答だったのでしょうか。それとも先ほどのヘルプラインのほうだけでの数なのか、そこをちょっと教えていただきたいんですが、1点目。

次に、ヘルプライン・ホットラインについてお聞きいたします。

内部通報については、とても勇気の要ることなのにもかかわらず、通報者が通報したことにより職場での立場が悪くなるという事案が各方面でも問題になっております。このことから通報窓口が内部のみというのは論外です。先ほど内部に設置してある、お話でしたが、どのようにして通報者の立場の保護をしていくのかというのが一番のこれからの課題になっていくわけなんですけど、まずは通報者が誰であるか分からないようにする配慮とか、またはいけないことをいけない、駄目なことを駄目と言った職員が評価される職場づくりに尽力していくべきであると私は考えております。

再質問の2といたしまして、通報窓口を当町の例えば中ではなく、顧問弁護士とか、または町内の有識者の数人を集めて新たに通報窓口用の組織、外部の方で集まった組織を立ち上げられるというのはいかがでしょうか。これについては町の進め方になりますので、町長の見解をいただきたいです。

また、再質問の1とかぶるお話になるんですけど、ハラスメントと内部通報を踏まえた、両方を踏まえた無記名のアンケートを全職員に年1回でいいもんで無記名で取るというのを実施してはいかがでしょうか。このことについても御見解をお願いします。

続きまして、コンプライアンスについてですが、民間においてはかなり多くの研修や勉強会が実施されていることを御存じでしょうか。多くの企業では、外部講師のコンプライアンス研修はもちろんのこと、内部研修や会議時等にコンプライアンスの勉強会を月1程度で開催しております。

再質問の3といたしまして、当町においても月に1回、もしくは2か月に1回程度でいいもので、例えば各課とか小さい集まりでもいいもので、ある問題について勉強会みたいなのを短時間でいいと思います、それこそ15分、20分でいいと思うんです。そういった問題を取り上げて、コンプライアンスについての意識づけというのをされてはいかがでしょうか。これについても町長の見解を求めます。

続きまして、今回の広域連合の不祥事についてですが、確かにこれは進捗管理ができていなかったことが原因ではありますが、その背景には行政独特の仕事の形式が大きく関係しているのではないかなあと私は思います。縦割り行政と呼ばれるように役場の業務は課ごとに縦割り化され、特に安八町のような小さな町役場は職員数も少ないので、職員一人一人が受け持つ仕事量が必然的に多くなり、セクショナリズムの弊害が出やすくなります。

セクショナリズムというのは、1つの部門に閉じ込もってほかを排斥する傾向のことを指すんですけど、まさに今回の不祥事もセクショナリズムの弊害と呼べるのではないのでしょうか。縦割り組織やセクショナリズムの弊害は様々で、トップダウン型になりやすいため、各部署内での同調圧力が生まれやすくなります。また、職場いじめやパワハラの原因になるケースも多々あります。また、広い視野に立った思考や柔軟な発想ができなくなり、住民サービスの低下や離職者の増加にもつながってしまいます。

そこで、再質問の4といたしまして、人事異動、ジョブローテーションのスペンを今までよりも少しでいいです、早めに取り組みたいはいかがでしょうか。

また、今回岐南町がセクハラのことがありましたけど、後藤町長になられてからハラスメント再発防止のため、職員との面談を勤務時間内にしているとのこと。これはボトムアップにもつながりますので、とてもよいことだと思います。安八町でも取り組んでみてはいかがでしょうか。町長の見解を求めます。以上です。

議長 まず、副町長 岡田武史君。

副町長 ただいまのいただきました再質問に対してでございます。

こちらのちょっと理解不足がありましたら大変申し訳ございません。

1点目のハラスメントの関係でございます。これにつきましては、実際に

相談・報告があった件数でございます。アンケートも取ったことはございますが、今回ここに提示しております3件、4件というのは、実際の相談・報告件数でございます。

あと3点目になりますか、独自の内部の設置ということでございます。

4 番 外部。

副町長 ヘルプライン・ホットラインのですね。当然、役場内では総務課に置いておるわけでございます。役場内に相談しにくいというのももちろんございます。言われるようにいろんな外部の関係ですね、そちらのほうにももちろん今後とも広めていきたいと、いろんな相談窓口は広く持つようにいきたいと思っております。私、この2点でよろしかったでしょうか。

議長 町長 岡田立君。

町長 では、回答をさせていただきます。

先ほどの副町長の回答ともかぶるかもしれませんが、外部窓口というものの設置について方向性を問われたと思っておりますが、これにつきましては今課長級が対応をしているわけではなく、圧力のかからない一般職の方を窓口とさせていただいて、相談をしやすい雰囲気というものをつくっておりますので、これからアンケートをしていく、していかないという検討も含め、その中にもそういった項目を含めて意識調査などをしていきたいというふうに思います。

あと、小まめに教育をしたほうがいいんじゃないかという質問だったと思いますが、なかなか我が職場というものは窓口業務というものを皆さんが持っておりますので、それぞれが集まり個々にやるということは大変難しいというふうに思っております。ただし、課内で毎日、課内の会議というか朝礼というものをしっかりやっておりますし、そういった目配せ、目配りというものをしっかりと課長にやっていただくようにも指示はしてございますので、適宜そういった教育につきましては機会を見つけてやっていきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

あと異動の年数のスパン等々の話だと思っておりますが、私が就任する前まではかなり長い職場の職員が見えまして、9年、8年というスパンの方もたくさん見えました。こういった方々を私が就任して、2回人事異動をさせていただきましたけれども、優先的に異動させていただき、私の思うベストという

ものが3年から4年の異動がベストだというふうに思っておりますので、そういったところをこれからも考えながら異動はしていきたいと思っておりますし、現在の異動も職員に対して、職員からは異動希望などもしっかり取っておりますので、そういったところも配慮しながら異動をさせていただいておるといふ現状を御報告させていただきます。

いずれにいたしましても、環境づくりというものがどうしても大切だということを思います。パワハラ、セクハラ全てにおいて職員の風通しが悪い状況では何事も解決しないと思っておりますので、これからいろんな面に、今議員御指摘いただいたものを加味しながら、いろいろな職員からの提案をいただく機会をしっかりと設けまして検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

今回、コンプライアンスとハラスメント防止について質問をさせていただきました。ハラスメントはとかく犯罪とは別物として判断されがちですが、セクハラで同意のない相手のお尻や胸を触るなんていうことはれっきとした犯罪です。また、パワハラにおいてもひどい暴言は名誉毀損や脅迫になり得ますし、ましてや暴力なんてもってのほかです。しかしながら、された側は自分の立場が悪くなることを恐れて誰かに助けを求めることすらできません。これは、ハラスメントがひどければひどいほど独りで抱え込むと言われております。昔はよくあったことなどというのは今の時代通用しません。法令等をちゃんと遵守し、しっかりとハラスメントの防止策を打ち立てていくことが今の時代に即した職場の在り方だと私も考えております。

これは執行部だけではなく、議会においても同じことが言えますので、お互い不祥事やハラスメントのないよう協力をし、もしあった場合においては被害者を守り、しかるべく対処をしていただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4 番 議会改革特別委員会について報告いたします。

本委員会における事件は、次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和6年6月4日火曜日、午前11時30分から。

出席者、委員全員及び議会事務局長。

事件及び審査の報告、令和6年度議会報告会についての報告をいたしました。

開催日時、4月14日日曜日、午前10時30分より。開催場所、中央公民館講堂。参加者、子ども会育成協議会役員50名。報告内容は、1. 安八町議会の概要、2. 議会の活動報告をさせていただきました。

本委員会では来年度以降も議会報告会を続けていくために、開催方法等、今後も検討していくことといたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他は特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

議第30号から議第35号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

まず、総務産建常任委員長 渡邊裕光君。

6 番 それでは、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和6年6月6日木曜、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第31号 安

八町下水道条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の関係分を審査の結果、全員一致で原案どおり承認することにいたしました。

議第35号 町道路線の廃止については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、グリコマニューファクチャリングジャパン株式会社さんが新たに建設した岐阜工場を視察し、担当者から説明をいただきました。

以上、総務産建常任委員会の報告を終わります。

議長 引き続きまして、民生文教常任委員長 石原英一君。

7番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時は、令和6年6月7日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部、戸之洞所長が欠席のほかは全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更については、審査の結果、1名の議員より反対意見があったため、採決の結果、賛成多数で原案どおり承認いたしました。

議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保はございません。

その他として、委員会現地視察は、登龍中学校渡り廊下防水工事箇所、結こども園子育て支援センターの園児用トイレ増設箇所、結小学校防水工事1か所を視察しました。

以上、報告を終わります。

議長 以上をもちまして、常任委員会報告を終わります。

ここで暫時休憩させていただきます。午後からは1時30分より再開させていただきます。当議場にお集まりください。よろしくお願いいたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

議長 日程第5、議第30号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決しました。

議長 日程第6、議第31号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり決定いたしました。

議長 日程第7、議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

念のために討論はこちらのほうへ、登壇して発言を願います。

3番 議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について、反対の立場で討論します。

今回の変更は、12月2日に現在の健康保険証が廃止となることによる変更です。マイナ保険証を事実上強制するもので賛成できません。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、国民皆保険制度である現行保険証を廃止することに道理がありません。マイナ保険証は通院の際に毎回出すことになり、紛失の危険性も高まります。カードリーダーの不具合で資格確認が取れない、窓口負担割合が違っていたなどトラブルも多発しています。ましてやマイナ保険証の利用率が1割に満たない中での移行は混乱を招きかねません。安心して医療にかかれるよう現行保険証の存続を求めます。

以上の理由で反対とします。

議長 次に、原案に賛成者の討論はございますか。

〔9番議員挙手〕

議長 9番 岩田讓治君。

9番 それでは、賛成討論をさせていただきます。

行政のデジタル化は今後の日本として避けて通れないことであり、その一つがこのマイナンバーカードの活用であると思います。また、社会保険制度を維持するために現行の健康保険証の存続を求めておられる御意見ですが、資格確認書を交付するなどの代替措置も講じられており、一体化することで今後も誰もが必要な医療を受けられることは変わらないと思っております。このような住民サービスの向上と行財政改革のためにも必要な事業であると考えます。よって、本件議案について賛成でございます。以上でございます。

議長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

なお、起立されない方は反対とみなします。

日程第7、議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 着席してください。

起立多数でございます。したがって、議第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更については、原案どおり可決されました。

議長 日程第8、議第33号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決しました。

議長 日程第9、議第34号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり可決しました。

議長 日程第10、議第35号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第36号 財産の処分についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 議案書13ページをお願いいたします。

議第36号につきまして御説明申し上げます。

議第36号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年6月14日提出、安八郡安八町長。

1 としまして、財産の種類でございます。長良川河川敷ゴルフ場を構成する芝生及び動産類等のゴルフ場として利用できる財産。

2 として、処分の目的、ゴルフ場運営のため。

3. 処分の方法、売買契約による。

4. 処分価格、4,750万円。

下に根拠がございます。最終有益費5,790万2,605円をベースにしまして、コースの復旧費用の一部並びに本来町が行うところの芝生の撤去を一体的なゴルフ場の整備に合わせ施行するということで調整がされ、工事の相殺をさせていただきます。合わせまして1,037万4,300円。処分価格としまして、万円以下切り捨てまして4,750万円でございます。

続いて、5. 処分の相手方でございます。岐阜県安八郡安八町大森441番地、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内正明。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 傍嶋邦博君。

4番 議長のお許しをいただきましたので、議第36号 財産の処分について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの執行部の説明にはちょっとなかったんですけど、有益費の基となる金額が6,735万505円、前事業者が一部の芝生をめぐり、その芝生が放置されていたため安八町がその芝生を処分する金額として690万300円を引き、芝生がめくられたせいでゴルフ場としての価値が低下したとして254万7,600円を引いた5,790万2,605円で岐阜地裁にて有益費は和解し、確定いたしました。

先ほどの説明に戻るんですけど、しかしながら、その後芝生を処分したのは現事業者であるため、5,790万2,605円から芝生の処分料690万300円をもう一度引き、現事業者がコースを復旧させた費用として347万4,000円を引いた金額が4,752万8,305円で、以下切捨てで4,750万円にて有益費を確定したいとの説明であると私は理解しております。

芝生を処分したのは現事業者であるとは承知しておりますが、どう考えても芝生の処分費は有益費から二重引きになっております。議会は意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものです。今回のような小学生でも計算がおかしいと気づきそうな案件を賛成することは議員としてのチェック機能を自ら放棄し、私は無能ですと公表するようなものです。

さらに、地方自治法第2条第14項と安八町自治基本条例第21条を見て、町は常に最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとしております。芝生の処分費を二重引きすることは、地方自治法と安八町自治基本条例に反するおそれがあるため賛成できません。

また、現事業者はコースを復旧させた費用、この金額、これは多分有益費とみなされるのではないかなあと私は思っているんですけど、だから有益費から引くのかなあと思うんですけども、民法第196条第2項と民法第608条第2項において、賃貸借の終了時、貸し借りが終わったときが、賃貸人が、借りた方が償還する規定になっております。安八町は現事業者に対する賃貸人、

土地を買って持っていますので貸している側ではありますが、土地の一部を貸しているだけ、ゴルフ場の全部を貸しているわけじゃないんです。ゴルフ場の一部を貸しているだけであり、復旧費用全額を町が持つのは明らかにおかしく、しかも今は、先ほど申し上げたとおり賃貸借の終了時でもありません。ということは終了時でないのに、その分を引くということがちょっとおかしいのではないかと。

もし第1項の必要費、これは必要ですよというのは、すぐ請求できることがあるんですけども、それにおいても全額を引くということは妥当ではありません。よって、有益費の算出に復興費、かかってきた347万4,000円ですね、この全額を引くことも私はちょっと賛成できません。

現在有益費償還請求権……。

議長 手短にお願いします。

4 番 分かりました。

現在、有益費償還請求権は安八町にあると理解しておりますけど、今現在、そのゴルフ場の価値を利用し営業していることについても、今回の芝生の処分費の二重引きについても現事業者の不当利得になるおそれがあり、それに加えて5,790万2,605円という確定した確かな有益費の額があるにもかかわらず1,040万2,605円もの値引きをすることは、一事業者に対する過剰な便宜供与に当たるのではないかと町民から疑念を抱かれかねません。

以上のことから、処分費の二重引き、復旧費の全額負担は町としてすべきではなく、有益費の金額に納得できないため反対をいたします。

議員各位におかれましては、コンプライアンスを重視していただき、町民の皆様にも胸を張って説明ができる判断をお願いしまして、私からの反対討論とさせていただきます。以上。

議長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 それでは、討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

なお、起立されない方は反対とみなします。

日程第11、議第36号 財産の処分についてを原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長 起立多数であります。着席してください。したがって、議第36号 財産の処分については、原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第37号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 15ページをお願いいたします。

議第37号につきまして御説明申し上げます。

議第37号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和6年6月14日提出、安八郡安八町長。

17ページをお願いいたします。

第1表の歳入予算補正でございます。

このたびの補正は歳入内での組替えでございます。補正額はございません。また、岐阜県の予算額につきましても変更はございません。

18ページをお願いいたします。

明細でございます。

款の17財産収入、項の2財産売払収入、目の1公有財産売払収入、補正額4,750万円。長良川河川敷ゴルフ場の芝生、動産類等の財産を処分するものでございます。

続きまして、款の19繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、減額の4,750万円。財源の調整のため財政調整基金からの繰入金を減ずるものでございます。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 傍嶋邦博君。

4番 議長のお許しをいただきましたので、議第37号について反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど理由のほうは話をさせていただきました。2年前に地権者にお支払いされた5,272万円、その穴を前町長はこの有益費で埋めるとおっしゃられました。4,750万円、522万円足りません。足りません。どう考えても足りません。

この金額が案で上がってきたのは執行部からです。決めるのは議員です。意思決定機関は議員なんです。その重さを感じていただいて判断してください。以上です。

議長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、それでは採決を行います。

採決は、起立により行います。

なお、起立されない方は反対とみなします。

日程第12、議第37号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数であります。着席してください。したがって、議第37号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

議長 日程第13、報第2号 令和5年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 報第2号につきまして御説明させていただきます。

報第2号 令和5年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

令和5年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和6年6月14日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書を御覧願います。

1ページをお願いします。

総括事項でございます。安八スマートインターチェンジ工業団地造成事業を推進するとともに保有する土地の売却に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。

8議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

決算につきましては、5月14日の幹事会におきまして、山中美恵子監事、岩田讓治監事の御両名より監査を行っていただき、また6月4日には公社理事会におきまして承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

事業貸借対照表でございます。単位は円でございます。

資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、長期性預金及び長期事業未収金でございます。合わせまして、資産合計は50億5,877万6,428円でございます。

資産の部のうち、流動資産の(1)現金及び預金14億7,337万2,169円は預金残高でございます。スマートインターチェンジ工業団地造成事業に係る事業資金の借入れによるものでございます。(6)開発中土地決算額30億5,070万8,694円につきましては、安八スマートインターチェンジ工業団地に係るものを試算計上したもので、事業用地として取得したものでございます。

続きまして、負債の関係でございますが、1の流動負債、短期借入金、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は55億7,200万円となっております。

負債の部の1. 流動負債、(2)短期借入金決算額10億3,200万円につきましては、スマートインターチェンジ工業団地造成事業以外の関係に係る費用の

借入れを行ったものでございます。

2の固定負債、(1)長期借入金決算額45億4,000万円につきましては、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に係る費用の借入れを行ったものでございます。

続きまして、資本の関係でございますが、1の資本金といたしまして500万円、2は欠損金でございます。5億1,822万3,572円でございます。合わせまして、資本合計はマイナスの5億1,322万3,572円となっております。負債資本合計といたしまして、50億5,877万6,428円でございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

事業損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益4,265万8,260円、2の事業原価3,729万1,960円でございます。事業総利益は536万6,300円でございます。内容につきましては、企業への土地売却に係るもの、また附帯等事業につきましては公社保有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございます。消耗品、振込手数料等で389万4,028円、事業利益147万2,272円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また補助金は町からの運営補助金、雑収益は保有土地の短期賃貸借に係る賃貸料でございます。事業外収益の合計は528万5,596円となっております。

5の事業外費用は、支払利息で156万1,421円、差引きしまして経常利益519万6,447円となっております。

6の特別損失3,592万2,111円は、特定土地化による評価損でございます。当期純損失は3,072万5,664円となり、前期繰越欠損金4億8,749万7,908円、欠損金合計は5億1,822万3,572円となっております。

5ページをお願いいたします。単位は円でございます。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の流れを表すものでございまして、1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息で、合わせましてマイナスの29億6,513万9,302円、3の財務活動につきましては、期末残高といたしまして38億6,636万円となっております。

期首の残高に増加額を加え、最下段の6でございますが、期末の現金残高

は14億7,337万2,169円となっております。

1枚はねていただきまして6ページ、財産目録と7ページ、欠損金処理計算書は、3ページ、貸借対照表と4ページ、損益計算書の内容をまとめたものでございますので省略をさせていただきます。

以下8ページ、9ページは土地の移動明細でございます。

9ページの(4)開発中土地はスマートインターチェンジ工業団地造成事業の用地を取得したため増加したものでございます。

10ページをお願いします。

売却事業の総括表でございます。

続きまして、11ページは、年度末の保有土地の明細でございます。

次の12ページから17ページまでは、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に係る土地で、合計355筆取得いたしました。保有土地の総合計は388筆、23万6,959.72平方メートルを保有しております。末尾に位置図でそれぞれの位置を示しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に18ページをお願いします。

借入金及び償還状況でございます。

1の短期借入金の借入先、上段は一般の事業費、前期に借り入れた10億8,600万円を償還し、新たに大垣西濃信用金庫から10億3,200万円を借り入れました。借入利率は0.3%となっております。

次に、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に係る2.長期借入金の借入先として、前期に借り入れた6億1,964万円を償還し、新たに大垣共立銀行ほか3行から、共同融資にて45億4,000万円を借り入れました。

借入利率は全国同一で、変動利率の全国銀行協会日本円TIBORに固定金利の0.35%を加えた利率で借り入れてございます。

以上、令和5年度安八町土地開発公社の決算報告をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和5年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第2回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午後2時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月14日

議 長 大 平 文 雄

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟